

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

雇用・経済情勢等の変化や地域の実情に応じた公共職業訓練を実施するための基本計画として策定します。

2 計画の位置づけ

職業能力開発促進法第5条に基づき国が策定する「職業能力開発基本計画」を参考に、地域の実情を踏まえた公共職業訓練を実施するための計画として位置づけます。

3 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで

4 公共職業訓練の概要

（1）制度概要

公共職業訓練は職業能力開発促進法に基づき、求職者が希望する仕事へ就職するために必要な知識や技術などの習得支援、企業における在職者の能力開発、及び雇用する労働者の能力開発を行う事業主に対する支援等の実施を目的に、求職者の再就職と県内企業への人材供給を促進することとされています。

国及び都道府県は、民間教育訓練機関では多大な投資コストが必要となり、実施が困難な製造分野を中心に、大学や専門学校、専修学校といった学校教育等との重複を避けながら、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練を実施するものとされています。

また、都道府県は職業能力開発校を設置することとされており、国及び都道府県が設置する公共職業能力開発施設において、普通職業訓練又は高度職業訓練をそれぞれ実施しています。

【職業能力開発促進法抜粋】

■ 職業能力開発施策の目的（第1条 抜粋）

職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

■ 職業能力開発施策の基本理念（第3条 抜粋）

職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。

■ 国及び県の責務（第4条第2項 抜粋）

国及び都道府県は、…事業主その他の関係者の行う職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために事業主の行う援助…の奨励に努める…、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施、事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施、…技能検定の円滑な実施等に努めなければならない。

■ 職業能力開発施策の基本理念（第3条の2）

2 職業訓練は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行われなければならない。

■ 公共職業能力開発施設（第16条）

国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。

2 前項に定めるもののほか、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。

（2）県内で実施している公共職業訓練の概要

本県では、学卒者などの若年者や離転職者を対象とした普通職業訓練を実施する高等技術専門校と、学卒者を対象とした高度職業訓練を実施する技術短期大学校等を設置しています。

また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という）においては、離転職者を対象とした普通職業訓練を実施する広島職業能力開発促進センター（以下、「ポリテクセンター」という）と、学卒者を対象とした高度職業訓練を実施する福山職業能力開発短期大学校（以下、「ポリテクカレッジ」という）を設置しています。

この他、企業が実施する在職者の能力向上のためにそれぞれの施設において、企業の在職者を対象とした公共職業訓練（在職者訓練）を提供しています。

公共職業訓練の実施にあたっては、それぞれの主体が対象者や訓練期間、地域等で役割分担を行い、県全域で公共職業訓練を展開しています。

【公共職業訓練の種類等】

訓練種別	課程	内容	県内の公共職業能力開発施設
普通職業訓練	普通課程	将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるための長期間の課程	広島高等技術専門校 呉高等技術専門校 福山高等技術専門校
	短期課程	職業に必要な技能（高度な技能を除く）及びこれに関する知識を習得させるための短期間の課程	三次高等技術専門校 広島障害者職業能力開発校 ポリテクセンター
高度職業訓練	専門課程	将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	技術短期大学校 ポリテクカレッジ
	専門短期課程	職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための短期間の課程	技術短期大学校 ポリテクセンター ポリテクカレッジ

【職業訓練の対象者と実施機関】

対象者	学卒者	離転職者	在職者
公共職業訓練の役割	就職に向けた技能・知識の習得支援	再就職に向けた技能・知識の習得支援	業務に必要な専門的知識の習得及び技能・技術の向上支援
県	職業に必要な技術・知識を習得させるための訓練の実施【①普通（基礎）、②高度】	地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した訓練の実施	地域産業の人材ニーズや実情に応じた訓練の実施【①普通短期（基礎）、②高度短期】
訓練期間	長期（①1～2年、②2年）	主に短期（原則6か月以内）	短期（数日程度）
実施機関	①高等技術専門校 ②技術短期大学校	高等技術専門校〔民間委託〕	①高等技術専門校 ②技術短期大学校
国 〔高齢・障害・求職者雇用支援機構〕	職業に必要な技能・知識を習得させるための訓練の実施（高度・応用）	・離職者の早期再就職を実現する訓練の実施 ・主に製造分野が中心で民間にはできない訓練の実施	製造分野を中心とした高度な訓練の実施
訓練期間	長期（2年）	短期（原則6か月以内）	短期（数日程度）
実施機関	ポリテクカレッジ	ポリテクセンター	ポリテクセンター ポリテクカレッジ

【公共職業能力開発施設配置図】



(3) 本県における実施体制

令和7年度現在、本県では高等技術専門校4校、技術短期大学校、及び国立県営の障害者職業能力開発校を運営しており、これらの施設内において、製造分野を中心とした訓練を実施しています。

この他、多様な人材育成ニーズに機動的に対応するため、高等技術専門校及び障害者職業能力開発校においては、民間教育訓練機関等のノウハウを活用した公共職業訓練（委託訓練及び障害者委託訓練）も併せて実施しています。

【本県の公共職業訓練実施体制（令和7年度）】

